

# **「町田市福祉のまちづくり総合推進条例 の改正（案）の考え方」のパブリックコメ ント実施結果**

**町田市地域福祉部福祉総務課**

# 「町田市福祉のまちづくり総合推進条例の改正（案）の考え方」のパブリックコメント実施結果

## I. 意見の募集期間

2009年9月21日（月）～2009年10月20日（火）

## II. 意見の募集方法

■「広報まちだ9月21日号」に概要掲載

■「町田市ホームページ」に内容掲載

■下記窓口での資料配布

- ・福祉総務課（市役所本庁舎2階）・市民相談室（市役所本庁舎1階）
- ・市政情報やまびこ（市役所中町分庁舎1階）・市民協働推進課（市民フォーラム3階）
- ・各市民センター・木曾山崎センター・玉川学園文化センター
- ・各市立図書館・市民文学館

## III. 「町田市福祉のまちづくり総合推進条例の改正（案）の考え方」の概要

- （1）心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめとする、福祉のまちづくりを総合的に推進する考え方を基本理念とすること
- （2）福祉のまちづくりを推進するための基本的事項として、従来からの健康の確保、社会参加の促進に加えて、情報、サービスおよび心のバリアフリーに関する取り組みを行うこと
- （3）福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画を策定すること
- （4）都市施設等の整備に関して、町田市が条例制定以降15年余にわたって積み重ねてきた取り組みを基本において、国の法律や東京都の条例制定の動きと整合を図りつつ、より質の高い整備を推進し実現すること

## IV. お寄せいただいたご意見の内訳

4名の方から、延べ16件のご意見をお寄せいただきました。ご意見の内容は次のとおりです。

項目	件数
1. 心のバリアフリーをはじめとする条例の基本理念に関すること	4
2. 福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本計画の策定、関係施策との連携に関すること	7
3. 条例の基本理念の普及、啓発に関すること	3
4. 条文に関すること	1
5. その他	1

## V. お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

※お寄せいただいたご意見は取りまとめの都合上、集約して掲載しております。

### 1. 心のバリアフリーをはじめとする条例の基本理念に関すること（4件）

ご意見の概要	市の考え方
<p>「車いすで歩けるまちづくり」は身体の不自由な方に対して社会参加を願っているのに対し、「心のバリアフリー」は、心身の障がいの方に対する方策ではないのですか。</p>	<p>福祉のまちづくり総合推進条例では、障がい者だけでなく、すべての人に対して平等に社会参加ができることを理念としています。</p> <p>また、心のバリアフリーについても、すべての人の存在をお互いに理解し、支えあうことができる社会を目指しております。</p>
<p>補助犬等はユニバーサルデザインのソフトな側面ではないかと思えます。</p>	<p>補助犬は障がい者にとって、とても重要なパートナーになります。そのため、補助犬は人間の介助者と同じと考えていますので、ご指摘のとおり、ソフト的な側面が強いと考えております。条例改正では、すべての人に対して平等に社会参加ができることを理念とし、すべての人の存在をお互いに理解し、支えあうことができる心のバリアフリーユニバーサルデザインのまちづくりを目指しております。</p>
<p>福祉のまちづくりを推進するため地域力も必要だと思われれます。町内会・自治会等は市民の中に、学校等は事業者に含まれるのですか。</p>	<p>福祉のまちづくりを推進していくためには、行政はもちろん地域力もとても重要なことです。町内会・自治会等は市民と事業者の両側面があると考えております。また、私立の学校等は事業者になります。</p>
<p>「思いやり駐車区画」は車いすマークのある駐車区画とは別のものですか。</p>	<p>障がい者用駐車区画の対象者は身体障がい者、内部障がい者、補助犬を同伴している人等すべての障がい者が対象になります。思いやり駐車区画は、障がい者用駐車区画の対象者のほかに、歩行が困難な高齢者、療養・リハビリ中の人や妊産婦・乳幼児連れの人等、一般の駐車区画よりも広いスペースを必要とする人が対象になります。</p>

2. 福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本計画の策定、関係施策との連携に関すること(7件)

ご意見の概要	市の考え方
<p>分譲マンション居住者の高齢化が進んで管理費・修繕費用等の追加負担は困難となっていており、修繕工事・建て替えに大きな問題を抱えている。分譲マンションの共用部分について、自治体で一部補助してもよいのではないか。例えば、分譲マンション管理組合に対する太陽光発電支援・LED電球化等の支援により、電気料等の経費削減につながり長期修繕計画の資金確保に役立てることもお考え願います。</p> <p>これは近い将来の高齢化社会の問題を先取りすることにもなります。</p>	<p>ご意見につきましては、既存建築物のバリアフリー化の促進など、条例とあわせた施策の取組みとして、今後の施策展開の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>分譲マンション居住の高齢者はエレベーターにストレッチャーが入らない、共用廊下が狭いなどの問題があり、デイサービス・介護を受けるにも不便な思いをされています。是非エレベーター取替・共用廊下の拡幅も含めた改修について自治体の更なる支援も考えてもらいたい。</p>	<p>ご意見につきましては、既存建築物のバリアフリー化の促進など、条例とあわせた施策の取組みとして、今後の施策展開の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>町田市の地域包括支援センターは小さな事務スペースに行ってもどう相談を受ければいいのか分からないようなところばかりで、市民に密着したサービスを提供できていないように思う。</p>	<p>庁内で連携を図り、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
<p>介護予防のために、高齢者が取り組みやすく、楽しいスポーツ等の「介護予防プログラム」を用意したらどうか。</p>	
<p>介護予防重視型システムの充実で、要介護者の絶対数を低減させる取組みが最重要だと思えます。</p>	<p>高齢社会を迎え、誰もが住み慣れた地域で、生涯安心し、自立した生活を続けるため、介護予防システムの構築は重要だと考えます。庁内で連携を図り、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>

分譲マンションを廃墟として社会問題化しないために、将来を見据えた自治体の各種支援を望みます。	ご意見につきましては、既存建築物のバリアフリー化の促進など、条例とあわせた施策の取組みとして、今後の施策展開の検討の参考とさせていただきます。
福祉部門以外の部署で高齢者や障がい者へのサービス提供のあり方を検討する部署を新設してはいかがか。そうすれば、高齢者や障がい者の問題意識も改善されるのではないか。	ご意見を参考に、運用体制等について、庁内で連携して検討してまいります。

### 3. 条例の基本理念の普及、啓発に関すること（3件）

ご意見の概要	市の考え方
理念ではバリアフリーや権利擁護が唱えられているが、実際の人の意識にそれが浸透しているとは思えない。	今後、広報紙や市ホームページ、啓発冊子などによりバリアフリー等に関する普及・啓発を一層強化し、多くの人にそれらが浸透していくよう、努力してまいります。
市役所がどんなに「心のバリアフリー」と言っても説得力がない。福祉で頑張っているのは福祉事務所だけで、その他の部署の職員は高齢者や障がい者の問題も窓口機関の担当職員がやるのだから関係ないという意識になっている。	市職員に対しましても「心のバリアフリー」について普及・啓発を行い、率先して福祉のまちづくりを推進してまいります。
法律や制度では本人の尊厳を守ると言っても、今の社会では「福祉は行政頼み」と相変わらずなのですが、その中で出来ることとして行政職員が市民の見本となる必要があるのではないのでしょうか。	

### 4. 条文に関すること（1件）

ご意見の概要	市の考え方
用語の意味がわかりづらい。	ご意見を参考に、用語の定義を示し、条文の検討をすすめてまいります。

5. その他（1件）

ご意見の概要	市の考え方
分譲マンションについての各種調査・データの開示を望みます。	開示できるデータ等につきましては、可能な限り公開していきたいと考えております。

— 問い合わせ先 —

町田市地域福祉部福祉総務課

〒194-8520 町田市中町1-20-23

TEL 042-724-2133 FAX 042-724-1187